

# 利用の手続き

## 利用者（被保険者）

● 認定の効果は申請の時までさかのぼるので、申請をすればサービスを使い始めることができます。

● 申請は、本人や家族の他、近くの居宅介護支援事業者（ケアプラン作成事業者）や介護保険施設にも頼めます。

申請

## 市町村

### 1次判定

#### 訪問調査

● 訪問調査は、市町村の職員や、市町村から委任を受けた在宅介護支援事業者等の介護支援専門員が家庭等を訪問し、心身の状態などについて聞き取り、調査票に記入します。

#### 医師の意見書

● 市町村から主治医に意見書の提出を依頼します。

#### コンピューターによる判定

● 心身の状態などの調査の結果をコンピューターに入力し、介護に必要な時間を集計します。

訪問調査の際に調査項目に関連して書き取ってきた事項

### 介護認定審査会による審査判定

● 審査会の委員は、保健・医療・福祉に関する専門家5人程度で構成されます。

#### 介護認定審査会

#### 介護の手間のかかり具合の審査

#### 状態の維持又は改善可能性の審査

要支援者

予防給付

要介護者

介護給付

※ 従来の認定審査項目（79項目）に加え、高齢者の生活機能の評価する審査項目を追加  
 ※ 主治医意見書においても、高齢者の生活機能の評価を拡充  
 ※ 「要支援」の方及び「要介護1」のうち状態の維持改善可能性の高い方を対象者として認定

#### 従来の区分

要支援 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5



## 要介護認定

● 原則として、申請から30日以内に認定結果が通知されます。

● 認定結果に不満がある場合、都道府県の「介護保険審査会」に申し立てができます。

### 2次判定

#### 要支援・要介護認定の区分のめやす

区分	状態(事例)
要支援	1 ●身の回りの世話の一部に何らかの介助が必要 ●複雑な動作に何らかの支えが必要 ●排泄や食事はほとんど自分一人で行える
	2 ●身の回りの世話を何らかの介助が必要 ●複雑な動作や移動の動作に何らかの支えが必要 ●問題行動や理解の低下が見られることがある
要介護	1 ●身の回りの世話の全般に何らかの介助が必要 ●複雑な動作や移動の動作に何らかの支えが必要 ●排泄や食事に何らかの介助が必要 ●問題行動や理解の低下が見られることがある。
	2 ●身の回りの世話が自分ひとりでできない ●複雑な行動や移動が自分ひとりでできない ●排泄が自分ひとりでできない ●いくつかの問題行動や理解の低下がみられる
	3 ●身の回りの世話がほとんどできない ●複雑な動作や移動の動作がほとんどできない ●排泄がほとんどできない ●多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられる
	4 ●身の回りの世話がほとんどできない ●複雑な動作や移動の動作がほとんどできない ●排泄がほとんどできない ●多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられる
	5 ●身の回りの世話がほとんどできない ●複雑な動作や移動の動作がほとんどできない ●排泄がほとんどできない ●多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられる

●要介護の認定は原則として6ヶ月毎ごとに見直されます。

#### 非該当

#### 要支援1 要支援2

#### 要介護1 要介護5

要支援・要介護のおそれのある方

#### 介護予防ケアプラン

#### 介護サービスの利用計画(ケアプラン)

● 市町村の実情に応じたサービス（介護保険外の事業）

● 介護予防事業（地域支援事業）

● 介護予防サービス  
● 地域密着型介護予防サービス

● 施設サービス

● 在宅サービス  
● 地域密着型サービス